

# 学校法人 溪学園

## (仮)かおりKaruna 認定こども園概要



〒340-0034

埼玉県草加市氷川町 1080-1

電話 048-928-4489

Fax 048-928-6574

ホームページアドレス [kaori-youchien@celery.ocn.ne.jp](mailto:kaori-youchien@celery.ocn.ne.jp)



## ◆「子ども・子育て支援新制度」について

本年4月から子ども・子育て支援新制度が始まりました。

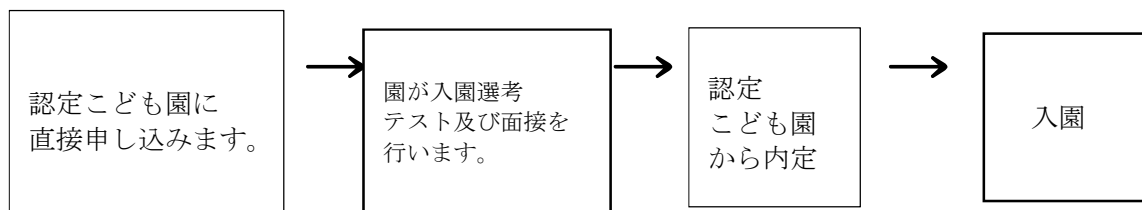
これにより、就学前の子どもが保育園や地域型保育の利用を希望する場合、または認定こども園において保育園などと同様の保育を受ける場合は「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。

当園においても、平成28年4月より幼稚園(教育)と保育園両方の機能を併せ持つ幼保連携型認定こども園として新たにスタートする予定です。

### 【新制度利用の流れ】

認定こども園幼稚園(教育)部分を希望の3・4・5歳児(1号認定)

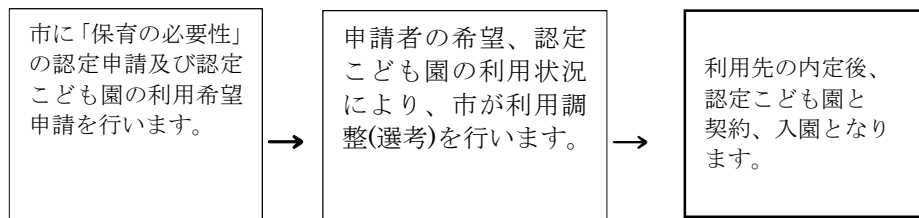
※平成27年度の幼稚園の利用手続きは従来通りです。



※1号認定の申請も園に直接行います。

認定こども園幼稚園(教育)部分+保育園部分を希望の3・4・5歳児(2号認定)

認定こども園保育園部分を希望の0・1・2歳児(3号認定)



認定こども園幼稚園部分・保育園部分の利用にかかる保育料は、保護者(父母等)の税額に応じて草加市が決定する額の支払いが基本となります。

## 《3つの認定区分》

### 1号認定: 教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で幼稚園等での教育を希望される場合

利用先

幼稚園・認定こども園(幼稚園(教育)部分)

### 2号認定: 満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で「保育の必要な事由※」に該当し、保育所等での保育を希望される場合

利用先

保育所・認定こども園(幼稚園(教育)部分+保育園部分)

### 3号認定: 満3歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で「保育の必要な事由※」に該当し、保育所等での保育を希望される場合

利用先

保育所・認定こども園(保育園部分)・地域型保育

## 保育の必要な事由とは？

次のいずれかに該当することが必要です。

- ・就労(フルタイムの他パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む)
- ・妊娠、出産
- ・保護者の疾病、障害
- ・同居または長期入院等している親族の介護・看護
- ・災害復旧
- ・求職活動(起業準備を含む)
- ・就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- ・虐待やDVのおそれがあること
- ・育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ・その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

※同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

## 【お問い合わせ先】

草加市保育課

☎ 922・1491

Fax 922・3274

(仮)かおりKaruna認定こども園

☎ 928・4489

Fax 928・6574

	1号認定(幼稚園(教育)部分)	2号認定(幼稚園(教育)部分+保育園部分)
7:00 7:30 8:00 8:30	園バス利用または、 保護者と一緒に登園	保護者の就業時間に合わせて 草加市で決められた時間に 保護者と一緒に登園  保育園同様にお預かり
9:30		
	幼稚園教育を受ける 1号、2号一緒に園生活を送る	
14:30	給食後、別室に移り、お昼寝 おやつ有	
15:00 15:30 18:00 18:30 19:00	園バス利用または、 保護者のお迎えで 降園	保護者の就業時間に合わせて 草加市で決められた時間に 保護者のお迎えで降園  保育園同様にお預かり
	月～金 通常保育 土(月2回)のびのびday9:00-11:00	月～土 7:00-19:00 お預かり

3号認定(保育園部分)

7:00	保護者の就業時間に合わせて 草加市が決めた時間に保護者と 一緒に登園
7:30	
8:00	
8:30	
9:30	保育園同様に お預かり
14:30	
15:00	
15:30	
18:00	保護者の就業時間に合わせて 草加市が決めた時間に保護者の お迎えで降園
18:30	
19:00	